

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	105	事業名	浪江町再生賃貸住宅整備事業（津島地区）	事業番号	(1)-5-3
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		29,204（千円）	全体事業費	29,204（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>平成 29 年 3 月 31 日に、町内の避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除されたが、帰還困難区域については未だに避難指示が継続されたままとなっている。</p> <p>このような折、平成 29 年 11 月に「浪江町帰還困難区域復興再生計画」を策定し、令和 15 年 3 月までに帰還困難区域全域の復興に向けた作業の完成を目指すスケジュールを定め、平成 29 年 12 月に「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が国から認定され室原、末森、津島の 3 つの特定復興再生拠点について令和 5 年 3 月の避難指示解除を目標として、特定復興再生拠点区域を帰還困難区域全域の復興に向けた第 1 ステージとして位置づけ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>特定復興再生拠点区域の再生は、全域避難指示解除に向けた一歩として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施をきっかけとして、帰還困難区域の一日も早い復興と環境再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、「浪江町帰還困難区域復興再生計画」、「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」のほか、令和 3 年 3 月に策定した「浪江町復興計画【第三次】」に基づき、避難指示から 10 年以上経過した帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域津島拠点へ帰還に必要な安心して生活できる環境として住宅を整備するための建築設計・建築工事等を行う。</p> <p>浪江町帰還困難区域復興再生計画（平成 29 年 11 月策定）</p> <p>7. 各地区における特定復興再生拠点区域復興再生計画の内容</p> <p>（2）土地利用の方針</p> <p>③津島：新たなまちづくりと交流エリアの形成</p> <p>●住民の帰還を目的とした居住環境の整備【居住促進ゾーン】</p> <p>P 6 ・必要に応じ公営住宅の整備</p> <p>浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成 29 年 12 月国認定）</p> <p>4. 各エリアの土地利用・事業内容等</p> <p>〈各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性〉</p> <p>津島地区（約 153ha）【居住促進ゾーン】【交流ゾーン】</p> <p>P 1 0 ・必要に応じ公営住宅の整備</p> <p>浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定）</p> <p>復興の基本方針Ⅲ帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり</p> <p>P 6 0・6 1 施策 1 帰還困難区域の再生</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 3 年度></p> <p>建築設計（基本設計）9,507 千円</p> <p>地下水調査 19,697 千円</p> <p><令和 4 年度></p> <p>建築設計（実施設計）・建築工事</p>					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

津島におけるあらたなまちづくりと交流エリアの拠点施設である津島活性化センターが隣接しており、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、帰還困難区域の再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

福島再生賃貸住宅として、住宅を整備するための用地取得・造成等を実施する（(1)-7-2）。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	事業名	浪江町再生賃貸住宅用地取得造成事業（津島地区）	事業番号	(1)-7-2
交付団体	浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	42,671（千円）	全体事業費	42,671（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標				
<p>平成 29 年 3 月 31 日に、町内の避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除されたが、帰還困難区域については未だに避難指示が継続されたままとなっている。</p> <p>このような折、平成 29 年 11 月に「浪江町帰還困難区域復興再生計画」を策定し、令和 15 年 3 月までに帰還困難区域全域の復興に向けた作業の完成を目指すスケジュールを定め、平成 29 年 12 月に「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が国から認定され室原、末森、津島の 3 つの特定復興再生拠点について令和 5 年 3 月の避難指示解除を目標として、特定復興再生拠点区域を帰還困難区域全域の復興に向けた第 1 ステージとして位置づけ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>特定復興再生拠点区域の再生は、全域避難指示解除に向けた一歩として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施をきっかけとして、帰還困難区域の一日も早い復興と環境再生を目指すものである。</p>				
事業概要				
<p>本業務は、「浪江町帰還困難区域復興再生計画」、「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」のほか、令和 3 年 3 月に策定した「浪江町復興計画【第三次】」に基づき、避難指示から 10 年以上経過した帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域津島拠点へ帰還に必要な安心して生活できる環境として住宅を整備するための用地取得、造成等を行う。</p> <p>浪江町帰還困難区域復興再生計画（平成 29 年 11 月策定）</p> <p>7. 各地区における特定復興再生拠点区域復興再生計画の内容</p> <p>（2）土地利用の方針</p> <p>③津島：新たなまちづくりと交流エリアの形成</p> <p>●住民の帰還を目的とした居住環境の整備【居住促進ゾーン】</p> <p>P 6 ・必要に応じ公営住宅の整備</p> <p>浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成 29 年 12 月国認定）</p> <p>4. 各エリアの土地利用・事業内容等</p> <p>〈各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性〉</p> <p>津島地区（約 153ha）【居住促進ゾーン】【交流ゾーン】</p> <p>P 1 0 ・必要に応じ公営住宅の整備</p> <p>浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定）</p> <p>復興の基本方針Ⅲ帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり</p> <p>P 6 0 ・ 6 1 施策 1 帰還困難区域の再生</p>				
当面の事業概要				
<p><令和 3 年度></p> <p>用地取得（土地 A=約 3,300 m²） 10,453 千円</p> <p>土木設計・測量・地質調査 32,218 千円</p> <p><令和 4 年度></p> <p>敷地造成工事</p>				

地域の帰還・移住等環境整備との関係

津島におけるあらたなまちづくりと交流エリアの拠点施設である津島活性化センターが隣接しており、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、帰還困難区域の再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

福島再生賃貸住宅（津島地区）として、住宅建築のための基本設計等を実施する（(1)-5-3）。
--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
------	--

事業名	
-----	--

交付団体	
------	--

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	95	事業名	一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 (浪江駅周辺地区)	事業番号	(1) - 8 - 1
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(180,109 千円) 188,967 千円		全体事業費	(180,109 千円) 188,967 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>J R 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から 3 年余が経過した浪江町の J R 浪江駅周辺において、令和 2 年度で整理を行った事業素案に基づき、核となるエリア (先導整備エリア) での具体的な基盤整備等の基本設計及び都市計画決定、事業認可の手続き等を行う。</p> <p>なお、当該事業については、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画 (第二次) 及び現在策定を進めている復興計画 (第三次) においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取り組みを行うこととしている。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画 (平成 29 年 3 月策定) に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」と民間・個人による「まちづくり推進エリア」を設定し、基盤整備等の基本設計及び都市計画決定、事業認可の手続き等を行う。</p> <p><令和 2 年度> 一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業調査 (浪江駅周辺地区) 23,366 千円</p> <p><令和 3 年度> 一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業検討業務 (浪江駅周辺地区) 165,601 千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 都市計画決定図書作成業務2. 事業計画関連業務3. 基本設計業務4. 不動産鑑定業務5. 基準点・現地測量6. 路線測量7. 用地測量8. 地質調査業務9. 地質解析業務10. 自由通路整備に係る基礎調査業務11. 用地補償費算定業務					

<本事業の位置づけ>

【浪江町中心市街地再生計画（平成29年3月策定）】

<基本理念>

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」

<コンセプト>

- 「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。
- 「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。
- 「新たに居住されるの方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

- 安全・安心のまちづくり
- 暮らしやすいまちづくり
- 集う・にぎわう・つながるまちづくり
- 浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

- ◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後にあっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中にあっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年5月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	87	事業名	浪江町地区防災拠点整備事業(室原地区)(基金型)	事業番号	(1)-10-7
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(150,631(千円)) 475,646(千円)		全体事業費	(1,904,131(千円)) 1,729,146(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

浪江町室原地区は、阿武隈山地南側の山麓に位置し、請戸川の上流側の扇状地となっており堅固な地盤となっている。南北に常磐自動車道、東西には国道114号があり、交通の要所として、有事の際の緊急避難路・輸送路としても期待できる。

本事業は、自然地形を活かしながら共生を図る防災拠点形成を目指し、必要となる防災まちづくり施設等の整備を行うことにより、安心して豊かな生活が営める環境を創出し、地域の活性化を図ることでふるさと浪江の再生・復興を促進させる。

事業概要

本事業は上記目標を達成するために、地理・地域特性の把握などに加えて、地域の意見等を調査・整理し、施設整備後の維持管理までを検討し、必要となる施設等の調査設計及び施設整備を行うものである。

<事業内容>

- ①復興地域まちづくり総合事業計画検討
- ②各地域施設整備計画の策定
- ③室原地区防災拠点整備基本設計
- ④室原地区防災拠点整備詳細設計、不動産鑑定、補償調査、用地・補償費
- ⑤室原地区防災拠点整備事業(土木・建築)

<事業費>

平成30年度 11,102千円(防災拠点整備検討業務)
10,908千円(防災拠点整備基本設計業務)
平成31年度 77,882千円(防災拠点整備詳細設計、不動産鑑定、補償調査業務)
68,387千円(用地・補償費)
令和3年度 4,362千円(造成工事積算業務)
325,015千円(造成工事)

<浪江町復興計画【第二次】での位置づけ>

別紙-1

(事業間流用による経費の変更)(令和2年10月14日)

浪江町地区防災拠点整備事業(室原地区・基金型)の配置計画の変更に伴い、追加でボーリング調査費用が生じた。1-1-3 災害公営住宅整備事業(請戸地区・基金型)の事業完了に伴い執行残が生じていることから、事業費の3,500千円(国費:2,625千円{H31当初予算})を当該事業へ流用。これにより、交付対象事業費は146,269千円(国費:104,002千円)から、149,769千円(国費:106,627千円)に増額。

当面の事業概要

<平成29年度>復興地域づくり総合事業計画検討
<平成30年度>防災拠点の基本設計
<平成31年度>防災拠点の詳細設計、不動産鑑定、補償調査
<令和2年度> 防災拠点の詳細設計、用地買収
<令和3年度> 用地買収、各施設の整備工事

地域の帰還・移住等環境整備との関係

帰還後の復興まちづくりを具現化するためには、地域コミュニティ再生のための話し合いなどの場が必要となる。帰還町民が少ない中で、震災以前のコミュニティに戻すことは非常に困難であり、地域の集会施設の今後の方向性も定めにくい環境になっている。このような中で、歴史・地理的な地域特性、および既存公共施設の効率的・有效果的活用を考慮すると、地域の施設をある程度集約していくことで、人口の少ない中での地域の話し合いの場が創出され、コミュニティの再構築、防災を含めた町民の安全・安心な暮らしの確保を図るために主要な場所の構築を図る必要がある。防災拠点施設が帰還環境整備の要として室原地区の核施設となると考えている。

関連する事業の概要

浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画においては、住民が居住し地域コミュニティや生業を再生する先駆の地として、室原、末森及び津島地区の3地区について、居住促進、交流、物流・産業、農業再生及び防災の5つのゾーンをおこなっていることから、各ゾーンの役割を明確にし、調整を図っていく。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	浪江町飲料水等安全確保支援事業	事業番号	(2) -19-1
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(128, 209 (千円) 148, 185 (千円)		全体事業費	(128, 209 (千円) 148, 185 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
帰還する町民が安心して生活するためには、放射性物質に対して安全・安心して利用できる飲料水及び生活用水の確保が必須である。浪江町では、上水道が整備されているところであるが、一部、井戸水や沢水を利用していた世帯があり、こういった方々が安心して帰還できるよう、井戸を整備することにより飲料水及び生活用水を確保する。					
事業概要					
放射線や放射性物質への不安を払拭し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的として、町内の上水道が供給されていない世帯のうち帰還意向のある世帯に対し、放射線を取り込まない措置として、新規の井戸掘削による安全・安心な飲料水及び生活用水の確保を実施する。					
当面の事業概要					
＜令和 3 年度＞ ・井戸掘削及びポンプ設置工事 2 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 2 世帯)					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
住民の帰還に向けて、放射性物質が飲料水、生活用水に混入する不安払拭のための措置を講じるものである。除染後においても、更なる生活環境の快適性と線量低減効果が同時に期待できるような、きめ細かい生活環境の向上を図ることにより、浪江町の復興・再生に資するものである。					
関連する事業の概要					
個人線量計による外部被ばく線量測定事業、WBC による内部被ばく検査事業などと併せて、放射線や放射性物質に対する帰還住民の不安の解消を図る。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	107	事業名	浪江町水道施設整備事業 (基金型)	事業番号	2-20-5
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	1,159,994 (千円)		全体事業費	1,159,994 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>就労の場を確保し住民の帰還を促進するために、棚塩産業団地及び南産業団地、北産業団地を整備する。現状の管網での最大供給可能量は、3,700m³/日である。棚塩産業団地 (2,014m³) 及び南産業団地 (1,834m³/日)、北産業団地等 (350m³/日) には、小野田取水場の系統から配水しており、既存取水能力及び配水管の口径では不圧及び供給不足となる。このため、上記産業団地整備に伴い、需要量の精査及び配水計画を再構築した上で必要な配水管整備を実施し、浪江町内での生活と企業活動に必要な不可欠な生活用水、工業用水等の確保により、町民帰還の促進と、雇用創出を図る。</p>					
事業概要					
<ul style="list-style-type: none">・ 棚塩産業団地及び北・南産業団地等への用水を確保するため・ 小野田取水場建築工事及び建築監理を行う。					
当面の事業概要					
<p><平成 30 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 調査及び比較検討、計画作成 <p><平成 31 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 (小野田系統第 1)・ 産業団地計画に伴う配水管設計業務委託 (苅野系統第 1)・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=767.9m (苅野系統第 1 : 道路拡幅部)・ 配水管布設に伴う管網計算等業務委託 <p><令和 2 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=1032.1m (苅野系統第 1 : 既存道路部)・ 産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (DB 方式) L=2,010m・ 産業団地計画に伴う井戸設計に係る需要量調査及び管網計算業務委託・ 小野田取水場建築設計及び井戸の詳細設計業務委託・ 産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事 (DB 方式) L=340m・ 産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事 (DB 方式) L=700m <p><令和 3 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・ 産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (DB 方式) L=800m・ 帰還促進配水管路布設工事・ 小野田配水場基本設計及び詳細設計・ 小野田取水場水源改良詳細設計業務委託・ 小野田取水場造成工事・ 小野田配水管基本設計業務委託 <p style="text-align: center;">～ 第 33 回までが単年度型で実施～</p> <p><令和 3 年度基金型></p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>小野田取水場建築工事</u>・ <u>小野田取水場建築監理業務委託</u>					
※下線部 今回申請箇所					

地域の帰還・移住等環境整備との関係

これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済を立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり、地域の再生を加速させる。さらに、棚塩産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起こすものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年5月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	108	事業名	浪江町認定こども園整備(増築)事業(保育所等の複合化・多機能化)	事業番号	(4)-39-3
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	80,986(千円)		全体事業費	80,986(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町では、平成29年3月に避難指示が一部解除され、平成30年4月に幼保連携型認定こども園「浪江町立浪江にじいろこども園」が開園した。</p> <p>町の復興のためには町民の帰還促進と新たな住民の移住・定住を増加させる施策が必要である。特に子育て世帯の帰還、移住・定住を促進させるためには、子どもたちが安心して保育・教育を受けられる環境の整備が必要不可欠である。そのために、浪江にじいろこども園を増築し、待機児童の不安を解消し、子どもたちとその家族が安心して生活ができる環境整備を図る。</p>					
事業概要					
<p>平成30年4月に開園した浪江にじいろこども園を増築することにより、現在の定員30名から90名規模に拡大する。待機児童の不安を解消し、子どもたちが安心して教育を受けることができる環境を確保することにより、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・浪江町復興計画【第三次】p48~49 施策1 子育て環境・学校教育の充実 (1) 子育て環境の充実 子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます・浪江町第2期子ども・子育て支援事業計画 p28~29 3. 子育て家庭が安心して子育てができるように支援する (2) 多様な保育サービスの充実と質の向上 ⑤教育・保育施設の整備					
当面の事業概要					
<p><令和3年度> 認定こども園増築に係る設計・工事</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当該整備地域には、平成30年4月に浪江にじいろこども園となみえ創成小中学校が開園・開校しており、浪江町の教育施設を集約する地域である。また、付近には災害公営住宅や商業施設なども整備されており、一体的に帰還・移住等の環境整備が可能であることから、教育・保育環境をさらに充実することで子育て世帯の帰還促進と移住・定住の促進を図ることができる。</p>					
関連する事業の概要					
浪江町認定こども園整備(増築)事業(幼稚園の複合化・多機能化)					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 3 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	110	事業名	浪江町認定こども園(増築)外構等整備事業(保育所等の複合化・多機能化)	事業番号	◆(4)-39-3-1
交付団体	浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)		
総交付対象事業費	3,694(千円)	全体事業費	3,694(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町では、平成 29 年 3 月に避難指示が一部解除され、平成 30 年 4 月に幼保連携型認定こども園「浪江町立浪江にじいろこども園」が開園した。</p> <p>町の復興のためには町民の帰還促進と新たな住民の移住・定住を増加させる施策が必要である。特に子育て世帯の帰還、移住・定住を促進させるためには、子どもたちが安心して保育・教育を受けられる環境の整備が必要不可欠である。そのために、浪江にじいろこども園を増築し、待機児童の不安を解消し、子どもたちとその家族が安心して生活ができる環境整備を図る。</p>					
事業概要					
<p>平成 30 年 4 月に開園した浪江にじいろこども園を増築することにより、現在の定員 30 名から 90 名規模に拡大する。待機児童の不安を解消し、子どもたちが安心して教育を受けることができる環境を確保することにより、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・浪江町復興計画【第三次】p48~49 施策 1 子育て環境・学校教育の充実 (1) 子育て環境の充実 子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます・浪江町第 2 期子ども・子育て支援事業計画 p28~29 3. 子育て家庭が安心して子育てができるように支援する (2) 多様な保育サービスの充実と質の向上 ⑤教育・保育施設の整備					
当面の事業概要					
<p><令和 3 年度></p> <p>認定こども園(増築)外構等整備に係る設計・工事</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当該整備地域には、平成 30 年 4 月に浪江にじいろこども園となみえ創成小中学校が開園・開校しており、浪江町の教育施設を集約する地域である。また、付近には災害公営住宅や商業施設なども整備されており、一体的に帰還・移住等の環境整備が可能であることから、教育・保育環境をさらに充実することで子育て世帯の帰還促進と移住・定住の促進を図ることができる。</p>					
関連する事業の概要					
浪江町認定こども園整備(増築)事業(幼稚園の複合化・多機能化)					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(4) -39-3
事業名	浪江町認定こども園整備（増築）事業（保育所等の複合化・多機能化）
交付団体	浪江町
基幹事業との関連性	
<p>当該施設付近には、大型車両が通行する国道 6 号があるなど、子どもが外部に不用意に外出し交通事故が発生することを防止する必要性がある。このため、施設周囲に柵を設置するものである。</p> <p>また、当該施設に送迎のため自動車で来訪する保護者等の利便性を図るためにも、敷地内に舗装を施す必要がある。</p>	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年5月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	90	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 基金型	事業番号	(5)-40-4
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	4,130,503(千円) 5,381,380(千円)		全体事業費	4,130,503(千円) 5,381,380(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災後、町のほとんどが東京電力福島第1原子力発電所から30km圏内にあることから、緊急時避難準備区域となり数多くの住民が避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。</p> <p>福島第1原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。</p> <p>農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。(技術マニュアルP27の3要件に該当しない)</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設の機能の保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 <p>上記目標を達成するため、個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、町内ため池の総合的な対策推進計画を策定する。さらに、上記検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策(底質の固化、被覆、除去等)の実施設計を行い、その対策を実施していく。</p>					
(2) 事業量 <p>対策実施 6箇所</p>					
(3) 復興計画への位置づけ <p>【浪江町復興計画第3次】(抜粋) 第1章 夢と希望のある産業と仕事づくり 施策1 農林水産業の再興 (1) 農業の再開 《これからの取組》 エ 農業と再開できる環境の再生 (ア) 農業用水の安全の確保(放射性物質を含んだため池の底質除去を実施)</p>					
当面の事業概要					
<平成29年度> ○基礎調査・詳細調査(第17回申請・単年度型) ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査のみの予定であったが、詳細調査実施の地元調整が つかなかった箇所の減及び調査結果により対策工事を急ぐ必要のある箇所の実施設計を追加した。 【申請数】基礎調査 8箇所、詳細調査 13箇所					

【実績数】基礎調査 8 箇所、詳細調査 12 箇所、実施設計 1 箇所

<平成 30 年度>

○基礎調査・詳細調査・実施設計（第 20 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査及び調査結果による対策工事の実施設計。

【申請数】基礎調査 2 箇所、詳細調査 8 箇所、実施設計 11 箇所

【実績数】基礎調査 2 箇所、詳細調査 8 箇所、実施設計 11 箇所

○詳細調査・対策実施（第 21 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための詳細調査及び調査結果による対策工事の実施。

【申請数】詳細調査 1 箇所、対策実施 1 箇所

【実績数】詳細調査 1 箇所、対策実施 1 箇所

<令和 1～令和 4 年度>

○詳細調査・実施設計・対策実施（第 24 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のための詳細調査・実施設計及び対策工事の実施を予定していたが、対策を急ぐ必要のあるため池の、対策工事を追加した。

【申請数】詳細調査 1 箇所、実施設計 10 箇所、対策実施 11 箇所

○対策実施（第 33 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のための対策工事の実施。

【申請数】対策実施 3 箇所

○対策実施（第 35 回申請・基金型）

ため池放射性物質対策のための対策工事の実施。

【申請数】対策実施 6 箇所

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業を導入してため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年5月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	109	事業名	育苗施設敷地造成事業(浪江町)		事業番号	◆(5)-43-3-1
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)		
総交付対象事業費	40,631(千円)		全体事業費	40,631(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標						
<p><現状></p> <p>浪江町では、震災前約1,250haの水稲作付が行われていた(帰還困難区域を除くと約1,000ha)が、東日本大震災及び原発事故により長期避難を強いられた。平成29年の避難指示の一部解除以降、水稲作付面積は徐々に増えているが令和2年の水稲作付は約90haにとどまっている。</p> <p>震災前の農家戸数は、1,037戸であったが、除染作業に伴う解体により住宅はもとより、農業用施設・農業用機械の処分とともに営農意欲が低下し、現在の帰還者は8%程度である。その中で営農再開している農業者はわずか17戸であり、農業者の多くが避難先から通勤して農地の保全管理作業に取組み営農再開に向けた準備を進めている状況。</p> <p><農業復興の方向性></p> <p>平成29年3月31日に避難指示が一部解除された町内14地区において、営農再開に向けた座談会と意向調査を実施した中で、130世帯ほどの農業者に営農再開の意向が確認できたが、農業機械・農業施設を除染にともない廃棄しており、いずれの地区においても営農再開の前提条件として農地・水利の復旧とともに、農業機械・農業施設の整備を望む声強い。</p> <p>そこで、水稲再生を図るために必要な施設として、乾燥調製貯蔵施設と併せて水稲育苗施設を整備することにより、農業者の設備投資にかかる負担を軽減し、収益の向上を図ることで町民の帰還及び営農再開を促進させるとともに意欲ある農業者の確保及び地域農業の再建を図る。また、水稲育苗後に、タマネギの育苗施設として活用し、相双地域振興品目であるタマネギ振興及び規模拡大の構築を目指す。</p>						
事業概要						
<p>営農再開を担う基幹施設として、育苗施設を整備し町民の帰還と営農再開の加速を図るべく、下記の事業を実施する。</p> <p>1. 敷地造成工事測量調査設計 40,631千円</p> <p>2. 実施場所 浪江町大字苅宿地内 敷地面積 18,100㎡</p> <p>※当事業を位置付けている町の計画等については別添「浪江町復興計画【第二次】-抜粋-」「第二次浪江町農業再生プログラム-抜粋-」を参考のこと。</p>						
当面の事業概要						
<p><令和3年度></p> <p>地質調査、測量、造成設計</p> <p><令和4年度></p> <p>造成工事</p>						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
<p>当町の基幹産業は農業であり、地域が再生し復興するためには農業の再生・復興が必要不可欠である。本事業導入で育苗施設を整備し、農業者が営農再開に取り組む意欲を向上させることによって住民の帰還を促進させ、営農再開による町全体の農業振興ならびに地域再生を図る。</p>						

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(5)-43-
事業名	育苗施設整備事業
交付団体	福島県
基幹事業との関連性	
基幹事業により設置する箇所の敷地造成工事であり、敷地造成後に基幹事業を実施するため、これらは密接に関連している。	